

用吉局における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の廃止について

1 用吉局の状況

玉野市が独自に設置している用吉局では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、二酸化窒素、非メタン炭化水素の測定が行われている。

(1) 環境基準等の達成状況 (○：環境基準等達成、×：環境基準等非達成)

測定項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
二酸化硫黄	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
一酸化炭素	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	×	×	×	×
二酸化窒素	○	○	○	○	○
非メタン炭化水素	×	×	×	×	○

(2) 経年変化

用吉局で測定が行われている項目ごとの経年変化は別紙のとおりであり、廃止の候補となる項目は、この経年変化が環境基準と比べて極めて低く、濃度が増加傾向にない項目（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素）が該当する。

2 測定項目ごとの必要な測定局数

用吉局で測定が行われている項目ごとの測定局数は次のとおりであり、廃止の候補となる項目は、岡山市及び倉敷市を除く地域(以下「県管轄地域」という。)における測定局数が必要な測定局数に対して十分に確保されている項目（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素）が該当する。

測定項目	現在の測定局数	必要な測定局数	現在の測定局数－必要な測定局数
二酸化硫黄	41 (16)	13 (5)	28 (11)
浮遊粒子状物質	55 (24)	25 (9)	30 (15)
一酸化炭素	7 (2)	4 (2)	3 (0)
光化学オキシダント	45 (20)	25 (9)	20 (11)
二酸化窒素	57 (25)	25 (9)	32 (16)
非メタン炭化水素	13 (5)	13 (5)	0 (0)

注 1：()内の数値は、県管轄地域の測定局数

注 2：「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」で算定される全国的視点から必要な測定局数

3 用吉局の測定を廃止する項目

1 及び 2 から廃止する項目は、次のとおり全ての事項に該当する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の 3 項目が適当である。

(1) 各項目における廃止の可否

測定項目	検討事項に対する該当性		廃止の可否
	測定結果の経年変化	必要な測定局数	
二酸化硫黄	該当	該当	可
浮遊粒子状物質	該当	該当	可
一酸化炭素	該当	非該当	不可
光化学オキシダント	非該当	該当	不可
二酸化窒素	該当	該当	可
非メタン炭化水素	非該当	非該当	不可

(2) 廃止理由

測定結果の経年変化が環境基準に比べて極めて低く、濃度が増加傾向にないほか、県管轄地域における測定局数も必要な測定局数に対して十分に確保されている。

用吉局における測定項目の経年変化

①二酸化硫黄 (SO₂)

日平均値の2%除外値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばいである。

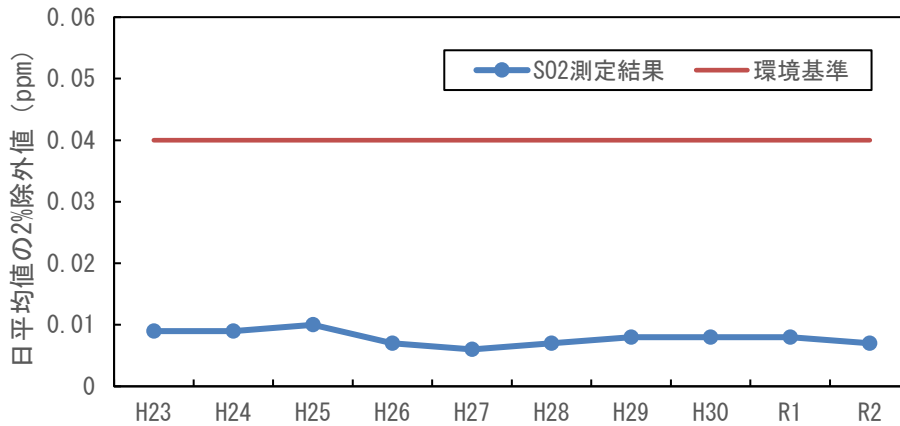


図1 過去10年間に於ける二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移

②浮遊粒子状物質 (SPM)

日平均値の2%除外値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばいである。

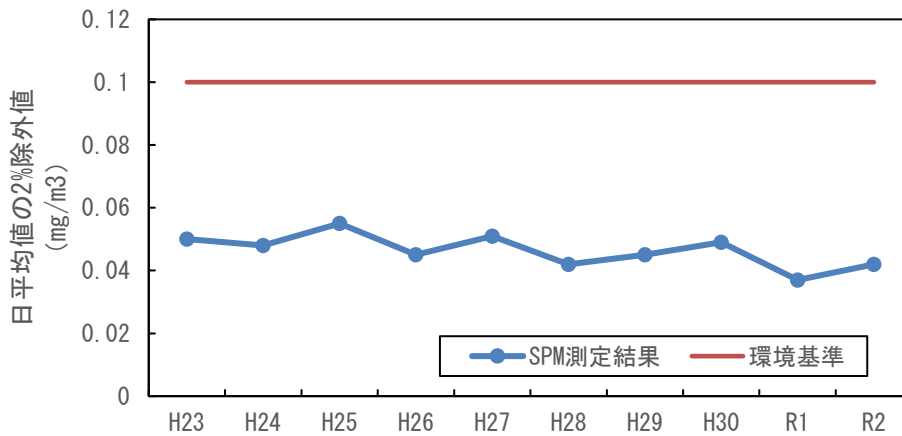


図2 過去10年間に於ける浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移

③一酸化炭素 (CO)

日平均値の2%除外値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している。

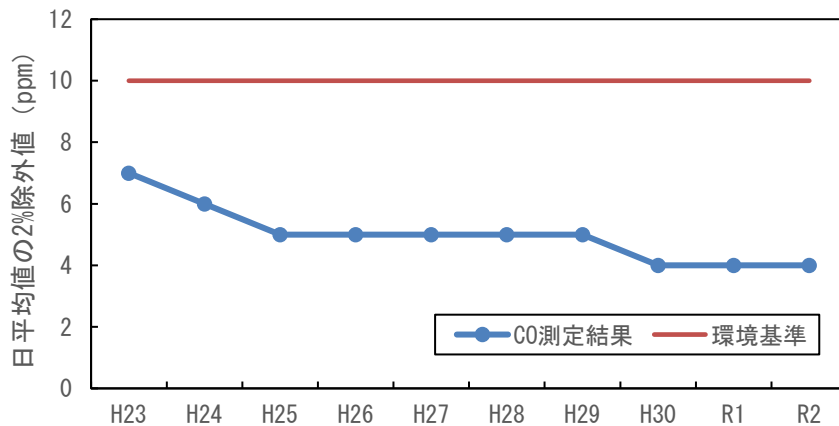


図3 過去10年間に於ける一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移

④光化学オキシダント (Ox)

年最高値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばいである。

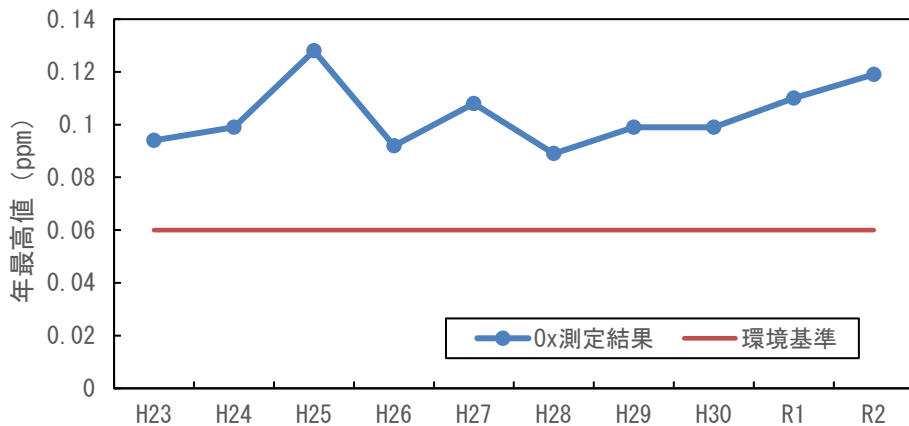


図4 過去10年間における光化学オキシダントの年最高値の推移

⑤二酸化窒素 (NO₂)

日平均値の年間98%値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している。

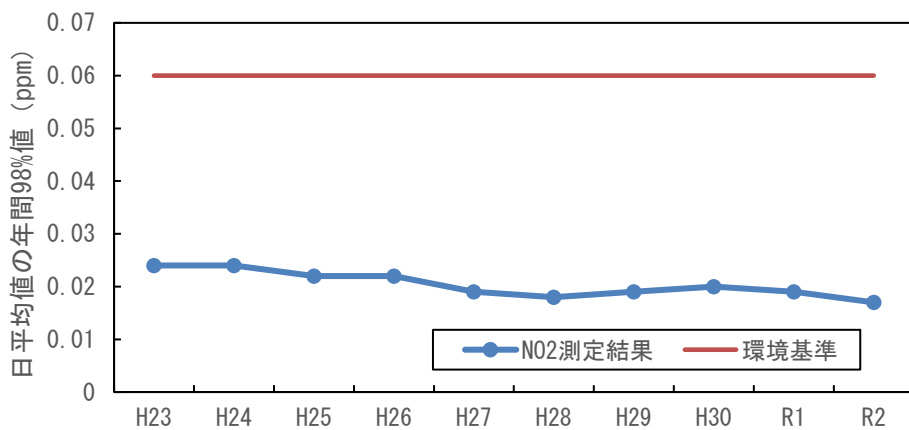


図5 過去10年間における二酸化窒素の日平均値の年間98%値の推移

⑥非メタン炭化水素 (NMHC)

6時～9時の3時間平均値の年最高値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばいである。

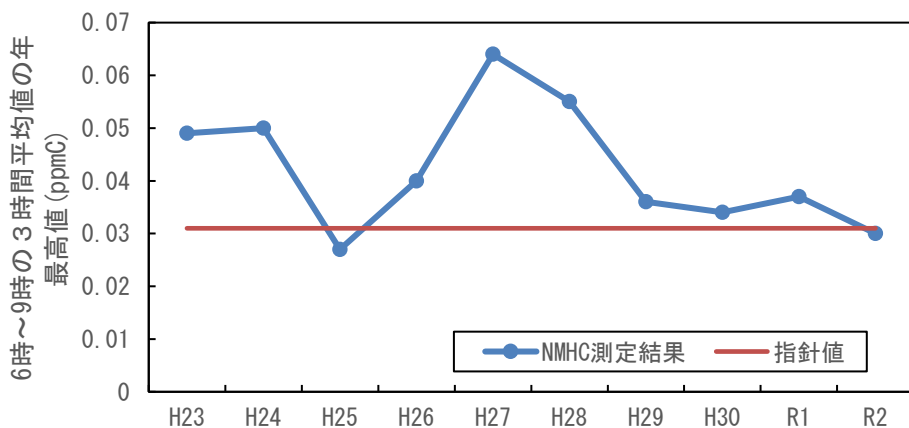


図6 過去10年間における非メタン炭化水素の6時～9時の3時間平均値の年最高値の推移